

「東日本大震災復興調査成果活用実行委員会」 設置要綱

趣旨

第1条 この要綱は、「東日本大震災復興調査成果活用実行委員会」（以下、委員会という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

目的

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 「復興関係調査で拓かれた地域の歴史」シンポジウムの実施に関すること。
- (2) 復興調査成果の活用事業に関すること。

委員会の構成と任期

第3条 委員会は、次に掲げる10名以内の委員をもって構成する。

- (1) 各幹事会より1名
 - (2) 東日本大震災対策特別委員会、「大地からの伝言」等活用研究部会から若干名
 - (3) 希望者若干名
- 2 委員の任期は、委員会の解散までとする。

委員長

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委員長代理者がその職務を代行する。

運営及び会議

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、第2条に掲げる事項について検討する。
- 3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

設置期間

第6条 委員会の設置は、2020（令和2）年度の5月総会から2022（令和4）年度の5月総会までとする。ただし、設置目的の達成のために期間延長が必要な場合には、総会にて承認を受けて設置期間を延長できるものとする。

事務

第7条 委員会の事務は、総務幹事会において処理する。

その他

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、2019（令和元）年5月11日から施行する。